

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	C5750-1	総合信頼性マネジメント第1部:総合信頼性の管理 (現行名称:ディペンダビリティマネジメント第1部:ディペンダビリティマネジメントシステム)	Dependability management - Part 1: Managing dependability (現行名称: Dependability management - Part 1: Dependability management systems)	この規格は、総合信頼性(ディペンダビリティ)分野の最上位規格であり、製品(サービスを含む。)のための総合信頼性(ディペンダビリティ)マネジメントシステム の概念及び原則について規定したものである。総合信頼性とは、アイテム(製品、システム及びそれらの構成要素)が、そのライフサイクルを通じて、要求されたときに、その要求どおりに遂行するための能力を指す。 前回改正(2010年)から既に10年以上が経過し、その間の技術の進歩によって、総合信頼性の対象分野も製品のみならずオープンシステムへ、また、複雑系へと広がりを見せている。オープンシステムでは、様々な開発元のソフトウェアや機器を組み合わせて構築するシステムのため、予期しない障害、攻撃及び環境変化が生じる可能性がある。これらを踏まえ、IEC/TC 56では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性及びアベイラビリティの観点から、総合信頼性に関わる規格を再編・改訂する作業を進めている。その第1弾として、2022年2月にIEC 60300-3-4(総合信頼性マネジメント第3-4部:適用の指針-総合信頼性要求事項の仕様)が改訂されたが、今回、第2弾として、この規格の対応国際規格であるIEC 60300-1が2023年10月に改訂・発行される予定である。 現在、この規格は、対応国際規格の2003年版と整合が図られたものとなっているが、対応国際規格は、その後、2014年に規格名称及び規定内容の見直しが行われ、“管理・適用の手引”(Guidance for management and application)として発行され、更に2023年の改訂では“総合信頼性の管理”(Managing dependability)となる予定である。 こうしたことから、我が国においても、最近の市場及び情報技術の実態に即し、また、最新の国際規格との整合を早期に図るために、総合信頼性の最上位規格である当該JISを迅速に改正する必要がある。	この改正によって、我が国の実態を踏まえつつ、国際規格との整合が図られた総合信頼性マネジメントシステムの下で、システム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称について、“ディペンダビリティマネジメント第1部:ディペンダビリティマネジメントシステム”から“総合信頼性マネジメント第1部:総合信頼性の管理”に変更する。 ・適用範囲において、対象分野の広がりに対応するため、対象を“製品”から“製品、システム及びそれらの構成要素”に変更する。 ・規格構成について、品質マネジメントシステム規格(JIS Q 9000シリーズ)などに規定されるマネジメントシステムを適切に適用することによって総合信頼性を達成するための指針を示す構成に変更する。 ・改正されるJIS C 5750-3-4との整合を図るための変更を行う。	C5750-2:2010	IEC 60300-1 (2023年7月発行予定)	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年7月
JSA	07 情報	改正	X0134-2	システム及びソフトウェア技術-システム及びソフトウェアアシュアランス-第2部:アシュアランスケース	Systems and software engineering - Systems and software assurance - Part 2: Assurance case	【必要性】 この規格は、アシュアランスケースの構造及び内容の形式に関する最低限の要求事項を規定したものである。アシュアランスケースの重要性については、システム及びソフトウェア並びにシステムが提供するサービスに対する要件をアシュアランス(assurance、主張が達成された、又は今後達成されるという正当な確信の根拠)を示すことで保証することが求められる場面が増している。このためアシュアランスを表現し明示するために、産業界で広く共通にアシュアランスケースを理解利用することが重要となっていることから、この規格は、2011年に発行されたISO/IEC 15026-2を基に2016年に制定した。 また、従来のシステム及びソフトウェア開発での、要求仕様及び設計仕様に基づいて実装する方法だけでなく、市場に急速に普及しつつある機械学習で成立したモデルを含むシステムのような、必ずしも仕様が存在しないシステムの開発・運用・保守における品質保証の観点からも、アシュアランスの諸概念及びアシュアランスケースは今後ますます重要になる。既に、アシュアランスケースは、複数の記法の利用も含めて利用展開が進んでいる。 このような状況に対応するために、アシュアランスケース記述を構成する要素の詳細部分を明確にする定義を追加し、また構成要素の記述内容の型(Type)の区別を導入することによって、複数の各種のアシュアランスケース作成時の整合性を高められるように、対応国際規格は2022年に改訂された。JISも、このような状況に対応し、対応国際規格に整合した改正を行う必要がある。	システム開発組織又は供給者組織が、他の開発・供給者組織からのアシュアランスケースとの整合性を高めたアシュアランスケースを提供できるため、システムを調達する取得者は、複数のシステム開発・供給者組織からそれぞれのアシュアランスケースの提供を受けた場合に、相互の整合性の確認が容易となり、また、システム全体を統合して一貫性のあるアシュアランスケースを作成する際に、統合作業及び期間を削減できる効果がある。 このようなことによって、国内のシステム及びソフトウェア並びにサービス産業界において、従来のシステム又はソフトウェアに加えて機械学習の利用を含むシステム・サービス開発においても、アシュアランスの諸概念を活用した更なる品質向上が進められ、システム及びソフトウェア並びにサービス利用者の保護だけでなく国際競争力強化につながることを期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1)アシュアランスケースの構成要素を表す用語定義を追加する。 2)アシュアランスケースの構成要素に要求される属性に関する詳細定義(構成要素の記述内容の型の区別)を追加する。 3)アシュアランスケースのグラフィカルな記法を用いた記述例の提示、及び記述例によるアシュアランスケース構成要素の詳細説明を追加する。		ISO/IEC/IEEE 15026-2:2022	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: システム及びソフトウェアのアシュアランスケース	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理会のWG	2023年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X0153	システム及びソフトウェア技術—利用者用情報の設計及び作成 (現行名称:システム及びソフトウェア技術—利用者用文書類の設計者及び作成者のための要求事項)	Systems and software engineering — Design and development of information for users (Current title: Systems and software engineering — Requirements for designers and developers of user documentation)	この規格は、情報の利用者が必要とするものを確立する方法、その情報を利用者にどのように提示することが望ましいかを決定する方法、並びに情報の準備及び情報を利用可能にする方法を規定したものである。現行JISの対応国際規格がISO/IEC Directivesの改正に伴う簡条の入替え等で構成が大幅に変更されたこと、さらに次の点で大幅に改訂されていることから、JISとして改正が必要である。 ・利用者用文書類を、より広い範囲の利用者用情報として捉え直している。 ・ソフトウェアの利用者用情報の設計及び作成により重点を置き、文書の体裁に関する記述を削除している。 ・対応国際規格では、IEC/IEEE 82079-1を新たに引用規格として参照し、現行(改正前)の規定の一部を引用規格の参照に置換えている。 ・技術進歩に伴う利用環境の変化に対応した新たな技術(チャットボット、状況依存オンラインヘルプなど)、知見を取り入れている。	この規格を改正することによって、効率的に情報作成プロセスを実施することができ、また、利用者が新たな機器、ソフトウェアによる利用者用情報の利用形態の変化に対応することができるとともに、システム及びソフトウェアなどの貿易が促進されることが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・対応国際規格の用語が「user documentation」から「information for users」と言い換えられていることに対応し、訳語を「利用者用文書類」から「利用者用情報」へと変更する。 ・IEC/IEEE 82079-1を引用規格とし、関係箇所を修正する。 ・使用実態に合わせて、製品権限者(product authority)、品質管理(quality management)、画面上の文書類(on-screen documentation)など18語を削除し、参照情報(reference information)、利用者のための画面情報(onscreen information for users)、利用者のための印刷した情報(printed information for users)など19語を追加する。また、CMS、DITA、FAQなどの略語も追加する。 ・適合性の記載を簡略化する。 ・新たな技術に対応するため、API、FAQ及びチャットボットについての箇条を追加する。	—	ISO/IEC/IEEE 26514:2022	IDT	第2条の該当号: 2(作成方法、使用方法) 対象事項: 利用者用情報(説明書、操作補助等)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月
JSA	07 情報	改正	X0162	システム及びソフトウェア技術—ライフサイクルプロセス—リスク管理	Systems and software engineering — Life cycle processes — Risk management	この規格は、システム又はソフトウェアの取得、供給、開発、運用及び保守におけるリスク管理プロセスについて規定している。この規格は、供給者、取得者及び管理者に、幅広く多様なリスクを管理するために必要なプロセス要件を提供するために、2006年に第2版として発行されたISO/IEC 16085を基に2008年に制定された。その後、システムの概念段階から廃棄段階までのライフサイクルを通してリスク管理活動を継続的に行うことの重要性が増しつつある。また、システム及びソフトウェア分野の多様な産業分野や共同開発の組織が連携してリスク管理を適用する必要性も増している。このような状況に対応し、関連する規格と整合させるために、対応国際規格は2021年に改訂された。JISにおいても、このような状況に対応し、また対応国際規格に整合する改正が必要である。	相互に接続された製品、サービス、システムなどに対して、当該システム及びソフトウェアのライフサイクルを通じて、多様な産業分野や共同開発の組織が連携してリスク管理を適用できる可能性が増すことが期待される。さらに、多様な利害関係者が共通して理解できるような、ライフサイクルプロセス内でのリスク管理のための活動指針を提供することにつながり、より効果的かつ効率的なリスク管理活動が促進されると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1) JIS X 0170:2020(システムライフサイクルプロセス)及びJIS X 0160:2021(ソフトウェアライフサイクルプロセス)と共通のプロセス構造及び用語を使用する。 2) 各産業分野とシステム・ソフトウェアエンジニアリング分野とで相互にリスク管理を連携できるように、全産業組織で適用可能なJIS Q 31000(リスクマネジメント)の基本的な原則及び枠組みと調和させる規定事項を追加する。 3) システム及びソフトウェアの要件定義、設計、実装、検証、妥当性確認、運用・保守・廃棄の技術面での活動を行うプロセス、及びこれらの技術活動をマネジメントする進捗管理、品質保証などの活動を行うプロセスにおけるリスク管理に関連する活動の要点を追加する。 4) リスク管理活動の成果物の内容を定義する情報項目を追加する。	—	ISO/IEC/IEEE 16085:2021	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法、使用方法) 対象事項: システム及びソフトウェア	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X22123-1	情報技術—クラウドコンピューティング—第1部:用語	Information technology – Cloud computing – Part 1: Vocabulary	この規格は、クラウドコンピューティングの分野で使用される用語及び定義について規定したものである。これらの用語及び定義を網羅的・統一的にまとめたISO/IEC 22123-1:2021 Information technology – Cloud computing – Part 1: Vocabularyが開発され、それを基に2022年にこの規格が制定された。 ISO/IEC 22123-1:2021では、自身が引用参照している用語定義をもつISO/IEC 27000(情報セキュリティマネジメントシステムの用語規格)が改訂に入っており、ISO/IEC 22123-1が引用参照する用語定義が変更された場合、ISO/IEC 22123-1とISO/IEC 27000との間で齟齬が生じる恐れがあるとの指摘があり、ISO ITTF(情報技術タスクフォース)に相談した結果、ISO/IEC 27000に定義された用語はこの規格では定義しない方針となった。このことが、ISO/IEC 22123-1:2021が改訂される要因の一つとなった。また、2021年版の開発時点では収集できなかった用語の追加、日本から指摘した不明瞭な定義の補完、2021年版で積み残しになっていた課題も整理され含まれることになり、ISO/IEC 22123-1:2023は充実が図られている。 こうしたことから、既に国内でクラウドコンピューティングを利用している機関の不都合を避けるために、我が国においても、JISを改正して早急に対応国際規格との整合を図る必要がある。	今回、国際規格として用語の棚卸しを行ったISO/IEC 22123-1の対応JISを提供し利用を促すことにより、クラウドコンピューティング用語の使いやすさの向上を図るとともに、市場での不便や混乱を解消し、国際的に通用する市場形成に役立てることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・これまで混乱していたPartyとRoleとの差異を完全に分離し、Cloud Service Providerのactivityを明確化する。 ・JIS X 22123-1:2022で発見した幾つかの不具合や追記を要する事項を取り入れる(ISO/IEC 22123-1:2023に取り入れられた)。 ・JIS Q 27000で定義されているセキュリティ関連の用語を削除する。 ・マルチクラウド関連の用語を追加する。	—	ISO/IEC FDIS 22123-1	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: クラウドコンピューティング	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は, 現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は, 現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国 際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始 予定
JSA	07 情報	廃止	C5750-2	ディペンダビリティマネジメントー 第2部:ディペンダビリティマネジメ ントのための指針	Dependability management - Part 2: Guidelines for dependability management	JIS C 5750-2:2010 (IEC 60300-2:2004) は、ディペンダビリティ (総合信頼性) マネジメントシステム規格であるJIS C 5750-1:2010 (IEC 60300-1:2003) を補助し、適用の指針及び方法を提供する 規格である。2014年、これらの対応国際規格は統廃合され、IEC 60300-2は既に廃止されている。また、統合後のIEC 603001-1 は、最近の市場の実態などを踏まえて2023年に改訂されることか ら、JIS C 5750-1がIEC 60300-1:2023の一致規格として改正され るため、それと同時にこの規格は廃止する。			一般財団法人日本規格 協会のWG	2023年7月